

戸籍にフリガナが記載されます!

愛西市に本籍がある方へ、戸籍に記載する予定のフリガナの通知(ハガキ)が届きます。

8月下旬に、戸籍単位で送付しますが、同一戸籍内で住所が異なる場合は、住所地ごとに送付します。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

ハガキが届いたら、必ず中身を確認

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ

名の振り仮名の届出が可能の方 ①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!

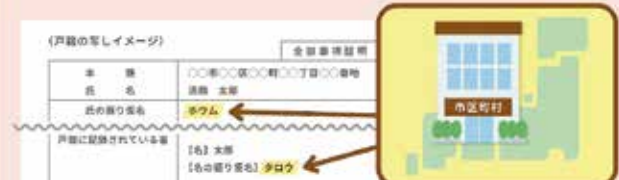


お問い合わせ先 法務省振り仮名専用コールセンター 0570(05)0310

フリガナが正しい場合

届出をしなくても、戸籍にそのまま記載します。

施行日から1年以内に届出がなければ
市区町村長がフリガナを記載します



フリガナが誤っている場合

令和8年5月までに、正しいフリガナを届出てください。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから届出することで、来庁も書面の記入もなく手続きが完了します。ぜひご利用ください!
- ・市役所に直接来庁する場合、届出可能な方でないと手続きできませんので、通知(ハガキ)に記載されている「氏(名)の届出が可能の方」を確認の上、ご来庁ください。
- ※フリガナによっては、審査資料を求める場合があります。パスポートや通帳など氏名のよみかたが確認できるものを持参いただくと手続きが円滑に進みます。
- ・郵送による届出は、二次元コードより届出書を印刷し記入の上、下記の住所あてに郵送してください。

郵送先: 496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市役所 市民課 フリガナ窓口宛



「氏(名)の届出が可能の方」の
二次元コード▲



「名の振り仮名の届出が可能の方」の
二次元コード▲

☑ フリガナ 戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPをご参照ください。
<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

問 市民課 ☎(55)7112

